

【令和2年度公営企業各会計決算審査】

【意見・要望事項】

番号	対象局 (団体)	事項 措置区分	監査結果の要約	講じた措置の概要
4	交通局	貸倒引当金に係る注記について	地方公営企業法施行規則第54条の4の規定により定められた「地方公営企業各会計を整理するに当たりよるべき指針」(以下「指針」という。)では、明瞭性について定められている。また、引当金の計上方法に関する注記については、「第12章 会計に関する注記」における事項に関する注記(以下「注記」という。)1では、「会計に関する注記」書類の作成のために採用している会計処理の基礎や手続、表示方法等会計に関する事項(以下このことを「会計方針」という。)として記載している。局は、本年度の決算書において、新たに貸倒引当金を計上するとともに、注記を「債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している」と記載していた。そこで、この貸倒引当金について確認したところ、全額が電力料収入に係る未収金であり、その原因は、債務者が会社更生法の適用を受けたことによるものであった。このことから、本年度の貸倒引当金は、「貸倒懸念債権等」に該当し、注記の記載は、会計方針に記載するものではないものとして記載している。住民をはじめとする利害関係者に対する主眼で適切に情報開示をするという主旨のとすれば、「一般倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上し、旨とする」ことが望ましい。	令和5年1月に、貸倒引当金の計上方法について注記を付した「東京都交通局経営レポート2022」を発行し、同月31日に局ホームページにも掲載した。【1-1ウ】 続き、方かりやすい情報開示を行うべく、令和5年1月26日に実施した担当会議において、決算書及び経営レポートにおける注記の方を関係職員で共有し、引継事項としてまとめた。【2-1ウ】

【令和4年定例監査】

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項 措置区分	監査結果の要約	講じた措置の概要
5	建設局	単価契約工事について、河川維持工事単価契約の指示系統が適正に行われ、改められるべきもの	河川部は、単価契約工事運用の手引においてQ&Aを作成し、支払書類において指示数量と完了数量が一致していないければ指示内容を満たしていないと判断されるとして、「施工内容確認申請書に記載する金額は完了単価に認められる施工内容確認申請書から施工内容確認申請書の差額をを行うこと」として、単価契約工事は、ある程度の内容と数量を見込んで着手を指示することから、最終的な施工内容と異なる数量となる場合もあるため、施工内容確認申請書は必ずしも完了単価と同じ内容で、Q&Aが指示するように、完了単価に合わせて施工内容確認申請書の内容や変更履歴を文書に残さなければならないことから、手続として適正でない。よって、指示や責任の所在が明確にならないこと、部は、適正に指示系統が行われるよう運用を改められた。	第一建設事務所は、令和5年4月1日付で契約した「令和5年度河川維持工事(その1)単価契約」の工事設計書において、無収縮モルタルについて【1-エ】 所は、令和4年4月5日開催の工事課長代理会において指摘事項を周知し、特許製品組合せ費について適切に運用するよう注意喚起した。【2-エ】
6	建設局	(単価契約工事について、特許製品組合せ費に工種を設定し、単価を定めるべきもの)	第一建設事務所及び第五建設事務所において、通常利用が想定される材料について工種を設定し、単価を定めている点が見受けられた。通常想定する工種については工種を設定し、単価を定めるよう努めることとし、指示工事の実績に基づき適正、適切に工種を設定するよう周知し、運用が行われた。 ① 第一建設事務所は、単価契約工事により、特許製品組合せ費を用いて無収縮モルタルによる隅田川河川工事によるララス舗装の補修は通常想定できるものであるから、無収縮モルタルを指定しておく必要があるが、所は工種を指定せず、特許製品組合せ費を使用しており、適正でない。 ② 第五建設事務所は、単価契約工事により、特許製品組合せ費を用いてララスほかの補修を行っている隅田川河川維持工事においては少量のララスメント等を使用する小修繕が発生することは想定すべきであるから、工種を定めるララスメント等について、少量を設定するが、所は工種を指定せず、特許製品組合せ費を使用しており、適正でない。	河川部は、「河川事業に係る単価契約の運用の手引き」においてのQ&A1に開示した河川維持担当課等において各事務所、周知し、注意喚起及び再発防止を図った。【2-ウ、2-エ】

<p>7</p> <p>建設局</p> <p>1</p> <p>ア イ ウ エ</p> <p>2</p> <p>ア イ ウ エ</p>	<p>(単価契約) 工事について、特殊製品組合せ費に含め、労務費に含め、想定できる工種を設定し、単価を定めるべきもの</p>	<p>維持補修の対象となる施設において、全材料を工種として設定し、単価を定めることができないために、特殊製品組合せ費を工種として設定している。</p> <p>そこで、特殊製品組合せ費を材料費以外に使用していないかを見たとこのことにより、第一建設事務所は、河川維持工事(河川維持費)により、特殊製品組合せ費を用いて、電工(特殊作業員労務費)による点検していない街灯の調査を行っている。このことについて、所は、電工の単価を設定していかねばならないため、やむを得ず労務費の支払に特殊製品組合せ費を用いている。河川維持工事において、特殊製品組合せ費が生ずることは想定するべきではない。想定できる工種について広く設定し、単価を定めおく必要があるが、所は工種を設定せずに特殊製品組合せ費を使用しており、適正でない。所は、想定できる労務費については、工種を設定し、単価を定められた。</p>	<p>第一建設事務所は、令和5年度河川維持工事(その1)単価契約の工事設計書において、電工作業費について【1-エ】、令和4年4月5日に開催した工事課内の課長代理会において指摘事項を周知し、特殊製品組合せ費について【1-エ】</p>
<p>8</p> <p>港務局</p> <p>1</p> <p>ア イ ウ エ</p> <p>2</p> <p>ア イ ウ エ</p>	<p>臨海トンネル外壁パネルの剥落について予防策を講じるべきもの</p>	<p>東京港管理事務所は、臨海トンネル換気塔の第一航路側外壁の高さ1.6m付近にバルトで固定されていたステンレス鋼板(厚さ2mm)製外壁パネルが剥落したため、臨海トンネルの橋梁維持工事(単価契約)の指名工事により施工している。</p> <p>換気塔は平成11年にしゅん工したもので、20年以上が経過しているため、パネルの固定方法が適切かどうか、パネルの固定方法について検討するとともに、剥落の原因を調査した上で、予防に必要な維持補修を行うべきであるが、所はこれらを行っていない。所は、道路や航路の安全等に配慮し、外壁パネルの剥落について予防策を講じられた。</p>	<p>外壁パネルの点検及びバルトに接みがあった場合の増し締めと外壁磁器瓦の点検を行う工事契約を令和5年1月6日に締結し、同年3月24日に完了した。【1-ウ】</p> <p>施設に異常がないかを日常的に巡回して確認するとともに、定期点検でチェックする。その際、バルトの抜けやゆるみを確認された場合は、補修等の必要な措置を行う。【2-ウ】</p>
<p>9</p> <p>東京消防庁</p> <p>1</p> <p>ア イ ウ エ</p> <p>2</p> <p>ア イ ウ エ</p>	<p>(映像位置情報共有システム) 災害活動時の活用方法として、災害活動や訓練等の積極的な活用を周知すべきもの</p>	<p>オリエンティック・パラスティック競技大会対策本部オリエンティック・パラスティック競技大会の各会場で警報を行うため、ウェアラブルカメラを用いて映像情報、位置情報、音声情報等をリアルタイムに共有する映像位置情報共有装置を購入し、本庁、各署及び各方面やデータの保管等のための通信料を支出している。警戒業務、災害現場での情報共有等に活用するため、共有装置が全庁に稼働した。共有装置の通信量に対応した定額料金をプラン(月額)に加入している。</p> <p>そこで、大会の共有装置の使用実績を確認したところ、通信量に占める実働がほとんどなく、共有装置についても大会後は大幅に減少している。これは、室が各部署に対して、大会での使用については周知を十分に示していないが、災害活動における具体的な活用方法に追加し、災害活動訓練を行っているためであり、共有装置が災害活動や訓練等に活用されていないことは、適切でない。</p> <p>室は、各部署に対し、共有装置の活用方法について具体的な活用方法を示し、災害活動や訓練等において積極的に活用するよう周知された。</p> <p>その際、共有装置の使用目的や使用規模は大会時と大会後とは異なることが想定され、災害の種類や規模、一被審状況によっても共有装置を使用するべきかどうかの判断が改めて求められるものがあるから、今後の活用状況によっては、契約内容の見直しも検討する必要がある。</p>	<p>令和4年度の契約において、共有装置の必要数を見直し、費用の圧縮を図った。【2-ウ】</p> <p>令和4年9月7日付通知文により、活用する業務ごとに具体的な活用事例を写真等により示すと同時に、職員への操作方法等の習熟等、各部署における共有装置の積極的な活用を周知した。【2-エ】</p> <p>令和4年8月(令和4年7月7日)から令和4年9月(令和4年8月7日)から令和4年9月(令和4年8月7日)まで、上記のように、共有装置の使用状況の改善を図り、積極的な活用を促す。共有装置の維持に係る予算、共有装置材については、令和4年度をもって事業終了とし、共有装置の各機器について、廃用、売却等の対応を済み検討を進めていく。【2-ウ】</p>
<p>10</p> <p>教育庁</p> <p>1</p> <p>ア イ ウ エ</p> <p>2</p> <p>ア イ ウ エ</p>	<p>(消防用設備等の維持管理) 適正な消火器を設置すべきもの</p>	<p>工業高等学校において設置されている消火器143本の規格について確認したところ、監査日(令和4年5月13日)現在、旧規格の消火器が1本設置されていた。この点については令和3年8月及び令和4年2月に実施された消防用設備等の点検においても、旧規格の消火器が令和3年12月31日時点で定められ、それ以降は新しいものに置き換えられ、もの可能期限以降でも置き置き設置されている状況は適正でない。</p> <p>学校は、適正な消火器を設置された。【2-ウ】</p> <p>学校経営支援センターは、学校等の消防設備の維持管理について学校を支援したい。消火器の管理について学校を指導されたい。</p>	<p>工業高等学校において新規格の消火器を購入し、令和4年6月7日に納入し、令和4年10月18日経営委員会(副)委員長、令和4年11月11日校長連絡会、同日8日副校長連絡会等による消防設備等の点検及び整備について、令和4年9月26日付で通知し、校長から各学校宛に通知した。</p> <p>学校経営支援センターはその通知を踏まえ、令和4年10月18日経営委員会(副)委員長、令和4年11月11日校長連絡会、同日8日副校長連絡会等による消防設備等の点検及び整備について、令和4年9月26日付で通知し、校長から各学校宛に通知した。【2-エ】</p>

【意見・要望事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
13	産業労働局	都立職業能力開発センター校に配備するミニシアターの貸借について	都においては、令和2年10月に「DX推進に向けた5つのレバレッジ」を策定し、紙やはんこをベースとしたアナログ環境から、オンラインデジタル環境へ転換を進めている。都立職業能力開発センター校が開講するキャリアアップ講座の受講申込み等について、平成15年度から東京共同電子申請・届出サービスを通じた電子申請を導入している。令和3年度におけるキャリアアップ講座の受付状況を確認したところ、受付件数1万3,496件（約7割）であるが、819件が電子申請となっており、キャリアアップ講座の受講申込み等を受け付けるため、平成30年4月からセンター校のうちの8か所に配備している。	部は、令和4年6月29日にセンター校のフレッジミニリについて、令和5年度の契約に向けた使用状況等の調査を実施し、5か所のセンター校の調査を踏まえ、令和5年度の契約によるフレッジミニリの貸借については、8か所から5か所に配備体制を見直し【2-1】、センター校に対し、部で契約したフレッジミニリの使用状況を毎月確認・報告させることとした。【2-2】

【令和4年工事監査】

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
14	財務局	型枠工の積算を適正に行うべきも	財務局は、工事請負契約により、有明西ふ頭公園の復旧工事を行っているところ、公園に復旧するモニユメント8基の設置1基当たりの代価のついて見ると、型枠の積算について12.4㎡と2㎡として計上している。このため、積算額が過大なものとなっている。局は、型枠工の積算を適正に行われない。	施設整備第一課土木班は、令和4年7月に新たに「設計・積算チェック」の指摘事例のようには、代師内職の単価が突出した項目について、対象数量の誤りに対するチェック項目を特記した。【2-1】 また、本指摘を踏まえた再発防止の取組として、令和4年12月19日の課内会議及び同日27日の建築保全部内会議において、今回の事案を周知した。【2-2】 併せて、工事等の起工にあたっては、「設計・積算チェック」を画面で残し、ミス防止の強化を図る。【2-3】
15	生活文化スポーツ局	建物管理業務の報告に者を通じて指導・監督すべきもの	局は、建物管理業務委託の契約により、有明ふ頭公園において、定期点検、保守、修繕、管理、運搬監視、清掃、警備等の建物管理業務を委託している。ところで、業務仕様書及び維持保全業務仕様書によれば、業務の報告は、月ごとに業務の実施状況及び結果等の記録を報告書にまとめ、速やかに委託者に提出し、委託者の確認を報告書に提出し、点検、保守、修繕の報告書については、美観の状況等を添付することとしている。本契約において確認したところ、毎月業務報告書の提出に基づき、毎月業務報告書の提出を受けた写真撮影しているほか、委託者が作成した写真撮影した場合は写真や図面での報告を受けている。しかし、局が受領した報告書のほとんどは、点検対象の有無を記した日報及び日々の実施業務を記した日報であり、各設備がどのような点検を実施されたか具体的な内容が記載されておらず、業務仕様書及び標準仕様書に基づいた報告書となっていない。そのため、業務仕様書及び標準仕様書で定められた項目が実施されているか、客観的に確認できない。局は、建物管理業務委託の監督を適切に行われない。	局は、令和5年1月10日付通知文により、本件指摘についての周知を行い、局内の類似条件に対して適切に管理監督を行うよう指導を行った。【2-1】

<p>16</p> <p>住宅政策本部</p>	<p>土工の施工管理を適切に行うべきもの</p>	<p>本部は、工事請負契約により、道路工上にある人孔の撤去や舗装などの道路補修工事を行っている。既設人孔において、道路を掘削し、人孔を撤去している。</p> <p>ところで、建設工事公衆災害防止対策要綱では、発注者及び施工者は、公衆災害を防止するために、関係法令等を遵守することとされ、東京都市土木工事標準仕様書では、要綱を遵守することとされている。</p> <p>このうち、掘削時における土工の設置可否については、要綱において建築基準法施行令に準じている。書を定めることと定められている。書を見ることで、本契約の設計図、書を見るとき、特記仕様書において、人孔撤去に当たり、掘削深さ1.5mを超えている場合は、工事記録簿に施工することとしている。掘削深さが約2.5mあるにも関わらず、1.4箇所のみ掘削されていることが確認された。</p> <p>このことについて、本部は、受注者が目視により掘削面が安定していることと確認し、機械により安全に掘削できると判断していることから、人孔撤去時に土留めが設置されていたとしても一定の安全性は確保されていたとしている。</p> <p>しかし、目視による判断のみで、掘削時に土留めを設置していない状況は、第三者に危害が及ぶおそれがあることから、要綱等を遵守した安全対策を確実に実施させるべきである。本部は、土工の施工管理を適切に行われた。</p>
<p>1</p> <p>ア</p> <p>イ</p> <p>ウ</p> <p>エ</p> <p>オ</p>	<p>2</p> <p>ア</p> <p>イ</p> <p>ウ</p> <p>エ</p> <p>オ</p>	<p>西部住宅建設事務所建設課は、令和4年8月22日の課長代理会議において、指管内各の発注者と土工の施工管理について注意喚起を行い、土留めの状況、現地の土質、掘削深さを踏まえ確認することや、工事写真等、当該方針について、周知した。また、当該内容について、各課長代理を通じて課内全職員へ周知徹底を図った。しては、工事を行ってある発注者に対しては、令和4年5月13日に、同課監督【2-エ】改めて注意喚起を行っている。</p> <p>【2-エ】さらに同課は、令和4年7月4日に、本部で同様の工事を行っている都営住宅建設部施設整備課と合同で勉強会を実施し、今回の問題を共有した。</p>

<p>17</p> <p>環境局</p>	<p>補強コンクリート造建築物の施工管理を適切に行うべきもの</p>	<p>局は、工事請負契約により、ボンプ設備・制御設備等の変電所を補強コンクリート造で新築している。本契約を見ると、次のとおり不適切な点が認められた。</p> <p>① 設計図書の変更について 東京都市建設工事標準仕様書では、補強コンクリート造の壁筋には、標準仕様書に定められている通り、標準的な施工に準じている。標準仕様書に定められている通り、標準的な施工に準じている。また、施工時にこれと異なる施工をする場合には、特記仕様書等の設計図書の変更が必要である。</p> <p>しかし、本契約の壁筋筋については、確認したところ、設計図書には標準仕様書以外に特記の定めがなく、設計図書の変更も行っていないにもかかわらず、工事記録簿を確認したところ、全ての壁筋筋に重ね継手を設けていることとが認められた。</p> <p>本契約において、特記仕様書や図面等に標準仕様書と異なる施工を定めるなどの設計図書の変更を行うこととなく、設計図書と異なる施工をしたことは適切でない。</p> <p>② 壁筋筋に配される壁筋筋の施工について 局によれば、標準仕様書と異なる施工をしたことについて、局設計基準において準拠することとされている。標準仕様書（以下「学会規程」という。）に従って施工したものである。学会規程では、壁筋筋のうち、壁中央部に配される筋筋については、一定の条件を付した上で、壁体内での重ね継手を認めているものの、壁筋筋に配される壁筋筋については、標準仕様書と同様に重ね継手を禁止している。書の変更を適切に行った上で施工していたとしても、壁中央部の重ね継手を認められていないもの、壁筋筋に配される壁筋筋については重ね継手を認めることは学会規程にも適合しておらず、適切でない。</p> <p>局は、補強コンクリート造建築物の施工管理を適切に行われた。</p>
<p>1</p> <p>ア</p> <p>イ</p> <p>ウ</p> <p>エ</p> <p>オ</p>	<p>2</p> <p>ア</p> <p>イ</p> <p>ウ</p> <p>エ</p> <p>オ</p>	<p>局は、令和5年1月10日付通知文により指管内内容について局内の工事関係部署に周知し、再発防止を図った。</p> <p>【2-エ】 建築物管理事務所は、近年工事監査で指摘された内容をまとめた所の監査指導事例集を新たに作成し、令和5年1月11日に所内研修を実施し再発防止の徹底を図った。今後も継続して4月及び12月に所内研修を実施していく。【2-エ】</p>

<p>18</p> <p>産業労働局</p>	<p>建設工事における擁壁の設計及び施工を適切に行うべきもの</p>
<p>1</p> <p>ア イ ウ エ</p> <p>2</p> <p>ア イ ウ エ</p>	<p>① 地盤条件に係る本擁壁設計の構造計算に用いた地耐力に関する数値について、地盤が硬いところ、現地の地形的に盛土ではないという推測のもと、公表されている近傍地のボーリングデータ等から支持地盤のボーリングデータ等から支持地盤のボーリングデータと推定し、道路土工擁壁工指針に地盤の種類に、応じて示されている地耐力に用いる数値を設計条件として設定したことがあった。しかし、地形からは現地が盛土であるか否かは判断できない。また、近傍のボーリング箇所は現地から距離が離れており、ボアリングデータが示す土質も当該擁壁の支持地盤が掘削するに不足分であるという判断が根拠として設定された数値が妥当なものであるか判断ができない。</p> <p>② 建築基礎設計指針における擁壁工事の施工管理に関する記述においては、地盤条件（地盤状況・水位）との整合性を確認すること、また、品質管理の方法などを定める施工計画の作成に際しては、設計図書の内容及びその前提となる設計条件等を内容に適切に把握した上で、施工管理の内容を設定することとされている。このように、擁壁工事の施工管理においては、擁壁設置場所の地盤状況と設計条件との整合性を確認することとが必須事項である。さらに、支持地盤が関係ローマ層であるという設計条件が変更時の設計において推定であったことを踏まえれば、施工段階においては、地盤試験等を実施し、推定の正否を確認する必要がある。また、関係ローマ層は、小規模建築物基礎設計指針等に記載されるように、自然状態では十分な強度を有しているとしても、いったん土の強度が弱さを持つと土の強度が著しく低下する性質をもち、支持地盤が関係ローマ層である場合においても、施工段階においては、支持地盤が乱されていないことについては、局は確認する必要があった。しかし、局は、設計変更対応の限られた期間の性能を確保できるような設計条件を適切に設定し、設計条件を満たした適切な施工管理を行う必要がある。局は、建築工事における擁壁の設計及び施工を適切に行われない。</p>
<p>1</p> <p>ア イ ウ エ</p> <p>2</p> <p>ア イ ウ エ</p>	<p>局は、現場で地質調査等を実施するとともに、その結果をもとに、擁壁の支持地盤の妥当性について安定計算等を行う必要があり、追加工事の必要がないこととを令和4年8月31日に確認した。【1-エ】</p> <p>局は、指針内容について、令和4年6月23日及び同年8月31日に農林水産部と総務部の間で情報共有を図った。【2-エ】</p> <p>局は、擁壁に関する設計条件の確認などについて、設計条件の改善点を新たに資料にまとめた。【2-ウ】</p> <p>令和5年1月11日付通知文による、改善点の資料を局内の関係者に周知し、再発防止を図った。【2-エ】</p>

<p>19</p> <p>中央卸売市場</p>	<p>鋼矢板撤去の単価設定を適正に行うべきもの</p>
<p>1</p> <p>ア イ ウ エ</p> <p>2</p> <p>ア イ ウ エ</p>	<p>市場は、豊洲市場の地下排水施設に設置されている多数の水質管理用ポンプについて、揚水機能の低下が実際に即時対応できるようポンプメーカー等の修繕を単価契約により行っている。工事記録写真に、次の不適切な点が認められた。</p> <p>① 工事記録写真撮影基準では、工事記録写真の撮影に当たっては、原則として撮影日を記載した黒板等を被写体とともに写し込まなければならないこととされている。工事記録写真について見ると、ポンプの撤去・据付各施工段階において、工事記録写真が撮影された記録がないため、施工時期が客観的に確認できない。</p> <p>② 機械設備工事においては、ポンプ等の機器について、施工中に製造番号が記載された銘板を撮影することとしている。本契約の工事記録写真について見ると、施工中に銘板が撮影されておらず、本工事で撤去したポンプとして倉庫に搬入された各客観的に確認できない。</p> <p>市場は、ポンプメーカーの施工管理を適切に行われない。</p>
<p>1</p> <p>ア イ ウ エ</p> <p>2</p> <p>ア イ ウ エ</p>	<p>市場は、本件について、令和4年3月24日開催の工事担当課長代理・維持管理担当者会議で、本件内容や原因の報告、概算における単位の取扱いを防ぐ確認の再度徹底を注意喚起した。また、令和4年12月12日開催の同会議で改めて、確認の徹底など再発防止の取組を含めた内容を周知し、再発防止の徹底を図った。【2-エ】</p> <p>市場は、令和4年度からの同種工事については、契約後速やかに工事写真の撮影や搬出入管理などについての作業指示書を受注者に交付し、再発防止を図っている。【2-ウ】</p> <p>令和4年12月12日に工事担当課長代理・維持管理担当者会議を開催し、原因【2-エ】の取組を周知した。</p>

21	建設局	<p>1</p> <p>2</p>	<p>国土舗装の積算を適正に行うべきもの</p> <p>局は、工事請負契約により、青山公園の整備工事を行っている。強石を縮めた路盤の上に、アスファルト、ブロックなどを使用し、舗装している。そこで、路盤の積算について見ると、同積算基準に従い路盤工の代価を適用すべきところ、算出して基礎砕石の代価を適用し、算出しているものとなっている。積算額が過大なものとなっている。局は、国土舗装の積算を適正に行われたい。</p>
22	建設局	<p>1</p> <p>2</p>	<p>地下歩道改修工事における積算を適正にするべきもの</p> <p>局は、工事請負契約により、地下歩道の改修工事を行っている。建築工事と併せて、高積算基準（建築工事編）では、諸経費は、直接工事費等の各費用に対し、同基準に定める過去の実績等に基づき比率を乗じて算定することとしている。また、この比率の適用に当たっては、一部の工事に対しては、特異な室内装飾品、造園、舗装工事などをこれら以外の建築工事（以下「一般建築工事」という。）に含めて起工する場合に、修正対称工事比率を低く修正するよう定められており、特異な室内装飾品、造園、舗装工事などの工事（以下「修正建築工事」という。）をこれら以外の建築工事（以下「一般建築工事」という。）に含めて起工する場合は、修正対称工事比率を1%とし、現場管理費の算出に用いる比率を2%とするよう規定されている。しかし、本契約の諸経費算定における共通取扱いの諸経費の算出について見ると、改修に伴う散土工事やアスベスト含有建材処理工事など、一部工事に対しては、修正対称工事比率1%、現場管理費の算出に用いる比率2%を課して採用し、共通取扱いのため、積算額が過少なものと局は、諸経費の積算を適正に行われたい。</p>

23	建設局	<p>1</p> <p>2</p>	<p>既設橋の伸縮装置の施工管理を適切に行うべきもの</p> <p>局は、工事請負契約により、既設橋の伸縮装置の取替え工事を行っている。伸縮装置を製作する前に遊間を検査し、調査時の気温を考慮して最大・最小遊間を算定し、その遊間への対応の可否を検討する必要がある。本契約の工事関係書類にて見ると、局は、設計で設定した遊間の値と、現地で実測した遊間に温度変化の影響を反映させた値とを比較検証することなく、当初設計の仕様のまま伸縮装置を製作し設置していることが認められた。このため、適用範囲外の伸縮装置が設置された可能性があり、多量に、工事目的が達成されないおそれがあった。実地検査を受けて、局が検証したところ、設置された伸縮装置は現地遊間に当たっては、現地の遊間を検査し、その遊間への対応の可否を検討する必要はない。局は、既設橋の伸縮装置の施工管理を適切に行われたい。</p>
24	建設局	<p>1</p> <p>2</p>	<p>ガラス工事の品質管理を適切に行うべきもの</p> <p>局は、工事請負契約により、公園内の眺望施設改修工事を行っており、展望施設の屋根面に設置されたトリアイトをLow-E複層ガラスへ交換している。Low-E複層ガラスには遮熱性能に優れる日射遮蔽型と日射取得型があり、本契約の設計図書では、遮熱性に優れた日射遮蔽型を指定している。実地検査後、メーカーが局に提出した性能計算書により、実際に施工されたガラスの性能を確認したところ、日射取得型に比べて遮熱性の劣る日射取得型が設置されていることか認められた。これは、局による材料承認書の確認等、品質管理が不十分であったためである。遮熱性に影響が出ることから、所期の目的である熱負荷の低減が十分に達成できないおそれがある。局は、ガラス工事の品質管理を適切に行われたい。</p>

東部公園緑地事務所は、遊歩防止・事故・失政事例シートに路盤工の積算、積算額によるチェックを行うこととして、積算額を強化することとした。【2-エ】

所は、令和4年8月2日の課長会及び課長代理会並びに同年12月13日の所内若手職員向けOJT研修において、指摘趣意の周知と積算に当たっての注意喚起を行い、再発防止を図った。また、次年度以降もOJT研修等において周知するなど、継続して再発防止を図っていく。【2-エ】

第三建設事務所は、今回の事例を踏まえた確認項目を「工種別積算チェックリスト」に追加し、令和4年8月以降の起工案件から設計担当者として担当者が活用することとし、チェック体制を強化した。【2-ウ】

道路管理部は、令和4年7月19日に道路設備担当者会議を開催し、本事業に際しての周知及び注意喚起することと再発防止を図った。【2-エ】

所は、令和4年8月2日の課長会及び課長代理会並びに同年12月13日の所内若手職員向けOJT研修を通じて、指摘内容及びチェックリスト活用などの再発防止策を周知した。【2-エ】

第三建設事務所は、令和4年8月2日の課長会及び同年8月4日の課長代理会・工区長会で、指摘内容を周知するとともに、同僚の工事を行う際にも遊間を検査する等、適切に施工管理を行うよう注意喚起し、再発防止を図った。【2-エ】

道路管理部は、令和4年9月2日付通知文により、伸縮装置の選定にあたっては遊間の現地調査により伸縮量の検討を行った資料を材料承諾申請書に添付し、監督員による確認を徹底することを各建設事務所関係者に周知し、再発防止を促した。【2-エ】

東部公園緑地事務所は、施工されたガラスに於いて熱負荷の低減は必要と認められており、施設の管理運営上、ガラスの交換は行なわれないこととし、受注書に対して令和4年8月10日に工事請負契約第41条の契約不適合責任に基づき工事代金の減額請求を行った。【1-ア】

所は、所内マニュアルに材料発注前の材料承諾書の確認や現場への搬入時の立会い、材料の品質管理を適切に実施するための再発防止策を記載した。【2-ウ】

所は、令和4年8月2日の課長会及び工区長代理会並びに同年8月23日の所内若手職員向けOJT研修において、指摘内容及び再発防止策を周知した。また、次年度以降もOJT研修等において周知するなど、継続して再発防止を図っていく。【2-エ】

<p>25</p> <p>港湾局</p> <p>転落防止柵の単価設定を適正に行うべきもの</p>	<p>局は、工事請負契約により、護岸に転落防止柵等を設置する工事を行っている。ところで、局積算基準では、局単価に定めのない材料を使用する場合は、物価資料に記載されている単価を採用することとされている。</p> <p>しかし、本契約の局単価に定めのない転落防止柵の単価について見ると、設計で定めている高さや設計強度等と同様の製品が物価資料に掲載されていることから、物価資料の単価を採用すべきであるが、3社の見積り平均額にこのため、積算額が過大なものとなっている。局は、転落防止柵の単価設定を適正に行われたい。</p>	<p>東京港湾事務所は、単価設定を適正に行うため、新たに見積り用シートを作成した。このシートを用いて、局積算基準に則った単価設定となっている。【2-エ】</p> <p>また、令和4年3月18日課内課長代理会で、局の定めている単価設定の基準について再確認し、周知を行った。【2-エ】</p> <p>また、上記について令和4年3月22日所内課長会で周知するとともに、局ポータルサイトにも本件の概要を記載して局内周知を図った。【2-エ】</p>
<p>26</p> <p>港湾局</p> <p>外部手すりの単価設定を適正に行うべきもの</p>	<p>局は、工事請負契約により、京浜島つばき公園のトイレ等の改築工事を行っている。このうち、外部手すりを設置する際、このための固定用ボルト等を据え付けるための固定用ボルト等と1m当たりの代価を設定し、総延長を乗じて手すりの費用を算出している。</p> <p>しかし、この代価のうち、固定用ボルトに計上すべきと、1m当たりの延長分の本数を計上している。手すりが認められている。積算額が過大なものとなっている。局は、外部手すりの単価設定を適正に行われたい。</p>	<p>東京港湾事務所は、令和4年3月18日に開催した課長代理会において、本事例の詳細を説明し、積算時に職員の見査体制の確立、単価や延長が金額が高額であったり、数量や延長が大きい金額については特に注意を喚起する。【2-エ】</p> <p>また、上記について令和4年3月22日所内課長会において、上記内容について説明し、注意喚起するとともに、局ポータルサイトにも本件の概要を掲載して局内周知を図った。【2-エ】</p>
<p>27</p> <p>港湾局</p> <p>船舶における作業員の安全対策について受注者に適切に指導・監督すべきもの</p>	<p>局は、工事請負契約により、船舶で運搬した石材を使用して護岸を補修している。ここで、船内作業については定められた2m以上の高所であったり、床面から2m以上の高所における作業を行わせる場合は、作業に従事する者に保護帽及び安全ヘルム等を使用させることと定めている。</p> <p>しかし、本契約の工事記録写真について見ると、2m以上の高さから落下のおそれがある場所での作業を行っているにもかかわらず、保護帽を使用していない状況が認められた。局は、船舶における作業員への安全対策について受注者を適切に指導・監督されたい。</p>	<p>東京港湾事務所は、課長代理会（令和4年5月27日）にて改めて高所作業における安全対策（指図内容及び再発防止策）について周知徹底を指示し、類似工事の受注者に対しては、指図書にて指導をした。また、令和4年5月31日にも所内課長会（令和4年5月31日）にて、周知するとともに、局ポータルサイトにも本件の概要を掲載した。【2-エ】</p>

<p>28</p> <p>港湾局</p> <p>蓄電池設備の設置に係る手続を適正に行うべきもの</p>	<p>局は、工事請負契約により、航空無線施設用の無停電電源装置の更新工事を行っている。火災予防条例によれば、火災発生のおそれのある火災使用設備等を設置する日とする者は、当該工事に着手する日の7日前までに、所轄消防署に電気設備設置届出書を提出し、蓄電池設備は、4,800Ah・セル以上の蓄電池容量が届出の対象となっている。</p> <p>そこで、本契約の無停電電源装置に含まれる蓄電池設備について見ると、規制の対案となる容量であるにもかかわらず、所轄消防署に電気設備設置届出書を提出していない。蓄電池容量計算の条件であるセル数、設計図書等の契約条件にも明記されていることを踏まえ、局は届出書の提出対象となるかどうかを十分確認する必要があった。</p> <p>実地監査を受けた、局は所轄消防署へ届出を行ったものの、火災予防条例に定められた手続きには則っていない。局は、蓄電池設備の設置に係る手続を適正に行われたい。</p>	<p>局は、令和4年4月28日に、本事例について局内電気工事関連部署と情報共有を行うとともに、同年7月までに、届出対象の容量計算の解説文を新たに作成し、蓄電池設備配付して注意喚起を行った。【2-エ】</p> <p>さらに、令和5年1月11日に、局ポータルサイトにも本件の概要を掲載して局内周知を図った。【2-エ】</p>
<p>29</p> <p>東京消防庁</p> <p>防火工事の単価設定を適正に行うべきもの</p>	<p>局は、工事請負契約により、高田寺出張所庁舎の改築工事を行っている。このうち、基礎の施工に当たって、建築物を支持する既設コンクリート杭工事の積算について見ると、杭の材料費と施工費等の項目に分け、3社の見積り平均額に施工費について見ると、誤って見積りの材料費により単価を設定している。積算額が過少なものである。局は、防火工事の単価設定を適正に行われたい。</p>	<p>施設課は、積算時に使用する工種別積算チャートリストについて、単価設定のケチクミスミスを防止するため、チャート項目に原付料等の単価設定について追記した。【2-エ】</p> <p>また、令和4年5月16日に令和4年工事監査検討会を開催し、指図書及びチャートリストを活用することによる再発防止の取組について、周知徹底を図った。【2-エ】</p>
<p>30</p> <p>東京消防庁</p> <p>ポンプユニットの積算を適正に行うべきもの</p>	<p>局は、工事請負契約により、給排水衛生設備工事を行っている。このうち、屋内消火栓ポンプユニット及び受水槽付ポンプユニットの積算について、次の点が認められた。</p> <p>① 屋内消火栓ポンプユニットの積算に計上されている、誤って材料費が計上されている。</p> <p>② 受水槽付ポンプユニットの積算に計上されている材料費と指図書とを照合すると、指図書と積算額が一致していない。局は、ポンプユニットの積算を適正に行われたい。</p>	<p>施設課は、積算時に使用する工種別積算チャートリストについて、単価設定のケチクミスミスを防止するため、チャート項目に原付料等の単価設定について追記した。【2-エ】</p> <p>また、令和4年5月16日に令和4年工事監査検討会を開催し、指図書及びチャートリストを活用することによる再発防止の取組について、周知徹底を図った。【2-エ】</p>

<p>31</p> <p>東京消防庁</p>	<p>充填材の積算を適正に行うべきもの</p>	<p>庁は、工事請負契約により、劣化した保留航を改修し、消防用舟艇保留施設を更新している。このうち、既設の係留航を撤去した箇所には、充填材として水とセメントとペントライトとを混ぜ合わせた材料を使用している。</p> <p>ところで、ペントライトの準備について、物面資料に単位が1 t 相当りで掲載されている。設計書について見ると、1 t 当たりのペントライトの単価に使用重量 (t) を乗ずべきと記載している。物面資料にペントライトの荷重が 2.5 kg 袋入と記載されていたことから、誤って使用重量 (t) を 1 袋 2.5 kg 入に換算した袋数を乗じている。このため、積算額が過大なものとなっている。</p> <p>庁は、充填材の積算を適正に行われたい。</p>
<p>32</p> <p>交通局</p>	<p>開口部における安全対策について、工事監理業者を適正に指導・監督すべきもの</p>	<p>局は、工事請負契約により、新高島駅から西南島平駅間の橋脚部周辺を平敷している。</p> <p>ところで、労働安全衛生規則では、高さが2 m以上の開口部等で墜落による労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い等を設けなければならない。また、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を設け外すときは、労働者に要求性能降着禁止用器具を使用させる等、墜落による労働者の危険を防止するため措置を講じなければならないと定められている。</p> <p>しかし、本契約の工事記録写真等について見ると、開口部深さ2 m以上の開口部において、受注者が囲い等を設けていない事例が認められた。</p> <p>また、囲いと足場板による覆いを設けていた開口部において、覆いの一部を取り外し、囲いの内側で橋脚部の出来形確認をする際に、墜落による危険があるにもかかわらず、受注者、工事監理業務受託者ともに墜落防止用器具を使用していない事例が認められた。安全対策について受注者及び工事監理業務受託者を適切に指導・監督されたい。</p>

<p>33</p> <p>水道局</p>	<p>(浄水場間) 運施設の工事について、施工条件の明示を行うべきもの</p>	<p>局は、工事請負契約により、老朽化した受変電設備の更新に伴い受変電設備を新築している。また、別契約で受変電設備の前面道路等に共同溝を整備する工事 (以下「関連工事」という。) を行っている。保の促進に関する法律には、設計図書に必要がある事項を明示するときは設計図書の変更等を行うことが定められている。新築工事の設計図書における施工条件の記載状況について見ると、関連工事の併記記載されているだけで、当該関連工事により制限される施工内容等の条件が記載されていない。建設発生土の運搬費について、特段の制限がない場合は大型タンクトラックで積算するところ、大型タンクトラックより単価が高い中型タンクトラックの運搬単価を用いて積算していた。また、美談は大型タンクトラックで運搬していった。前面道路が狭くなることとが想定されたため、中型タンクトラックによる運搬が適当であると考え積算した。本工事の契約後、工事監理委託の契約不調に、作業に関する工事が完了した大型タンクトラックによる運搬が可能となったが、運搬車両の規格を変更できないとしている。しかし、局は、契約約款による注者からの通知となるよう、中型タンクトラックの程度しか使用できないことや、前面道路が狭くなる時期や狭まる範囲など、建設発生土の運搬に関する施工条件を設計図書に明示する必要があった。</p> <p>施工条件の明示は、適正な設計・積算するため重要であり、公共工事における請負契約の根幹を成すものである。局は、施工条件の明示を適切に行われたい。</p>
<p>34</p> <p>水道局</p>	<p>(浄水場間) 運施設の工事について、外壁タイル張りの単価設定を適正に行うべきもの</p>	<p>局は、工事請負契約により、老朽化した受変電設備の更新に伴い受変電設備を新築している。設計図書で指定した外壁タイル改良工事仕様は、建設発生土の運搬単価を参考に、単価を設定しなかった。また、同様に、局は、高い外壁タイル張りを参照し、単価が高い外壁タイル張りを参照し、単価を適正に設定している。このため、積算額が過大なものとなっている。局は、外壁タイル張りの単価設定を適正に行われたい。</p>

<p>1</p> <p>ア</p> <p>イ</p> <p>ウ</p> <p>エ</p>	<p>2</p> <p>ア</p> <p>イ</p> <p>ウ</p> <p>エ</p>
--	--

<p>1</p> <p>ア</p> <p>イ</p> <p>ウ</p> <p>エ</p>	<p>2</p> <p>ア</p> <p>イ</p> <p>ウ</p> <p>エ</p>
--	--

浄水部は、令和4年11月7日付通知文により、系列事業所に対し、設計書に定める場合と異なる単価を設定している単価を訂正する旨の審査依頼などによる再発防止の徹底を図った。【2-エ】

局は、令和5年1月12日付で、局内に対し、監査結果を通知し、指摘事項の周知徹底及び注意喚起を行った。【2-エ】

